

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

よくある質問

本事業に関して、想定される主なお問い合わせ事項をまとめましたので、ご参照ください。

なお、以下の掲載内容を含め、御不明点等がある場合は、お電話にてお気軽に御相談ください。

- お問い合わせ先（事務局） -

株式会社 NTT データ経営研究所（一次請負事業者）

電話番号：03-6261-4629（輿石・石上）

受付時間：月～金 9時30分～17時30分 ※祝日を除く

■ 事業の目的・意義

NO.	質問事項	回答内容
1	本事業の目的は何ですか。	本事業は、人口減少や少子高齢化の進展、行政手続のオンライン化を含む社会全体のデジタル化の進展等に伴い、地域における行政サービスや住民生活支援サービスの維持が課題となっている状況を踏まえ、郵便局ネットワークの活用を通じて地域の持続可能性の確保を図ることを目的としています。特に、地方公共団体や生活インフラ事業者と郵便局が連携し、郵便局を「コミュニティ・ハブ」として、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的としております。
2	どのような事業が対象になりますか。	地域の持続可能性の確保に資する取組として、郵便局の有する公共性・地域性を活かし、郵便局を「コミュニティ・ハブ」として活用する取組が対象となります。また、御提案いただく取組は、翌年度からの実装を前提としていただくとともに、実証地域に限られず、他地域においても実施可能な汎用性の高い内容とすることについても御留意ください。
3	既に地方公共団体又はコンソーシアムで実施している取組は本事業の対象になりますか。	本事業で提案いただく取組は、提案時に実証地域において郵便局で実施していない取組としていただく必要があります。

NO.	質問事項	回答内容
4	最終報告会というのは、具体的にどのようなものですか。	<p>本報告会は、採択団体が主体となり開催いただくものであり、実証事業の関係者が参加し、当該事業により得られた成果、知見、ノウハウ及び当該地域における実装や他地域への横展開に必要な要素等を共有することを目的としたものとなります。</p> <p>開催方式は現地とオンラインを併用したハイブリッド形式による実施を想定しています。</p>

■ 応募要件

NO.	質問事項	回答内容
5	本実証事業の提案主体はどこですか。	<p>地方公共団体及び生活支援サービスの提供事業者等のサービス提供主体により構成されるコンソーシアム（地方公共団体のみで構成することも可）が提案主体となります。</p> <p>なお、当該コンソーシアムは、事業の取りまとめを行う代表機関を定めるものとし、代表機関は、実施要領に定める事項について、一義的な責任を負うものとしします。</p> <p>また、本実証事業は、郵便局を活用するものであることから、郵便局がコンソーシアムに参画する等、実証の実施に係る合意が得られていることを示していただく必要があります。</p>
6	各応募書類の提出は PDF で問題ないですか。	各応募書類については、提出形式の統一を図る観点から、PDF 形式での提出は受け付けておらず、Microsoft PowerPoint ファイルでの提出としております。
7	メールに添付する応募書類の容量に制限はありますか。	メールに添付できるファイル容量は「10MB まで」となります。そのため、メールに添付する応募書類が 10MB を超える場合は、ファイルを 2 回以上に分けて送信願います。また、大容量転送ファイルを使用する場合は、事前に事務局まで御連絡ください。
8	事業費の目安はどれくらいですか。	単一の郵便局で行なう実証（単一局タイプ）は税込 900 万円以下、複数の郵便局で行う実証（広域展開タイプ）は税込 2,000 万円以下の範囲内で事業

NO.	質問事項	回答内容
		<p>実施に必要な経費を支弁します。</p> <p>なお、最終的な金額は、費用対効果や計画内容を踏まえ、協議の上決定します。</p> <p>また、案件採択に当たり、予算額超過の場合には、調整を行います。</p>
9	成果報告書は公表されますか。	<p>成果報告書は、個人情報等を削除の上、原則として総務省ホームページ等で公表します。</p>

■ 評価基準と採択プロセス

NO.	質問事項	回答内容
10	応募書類はどのような方法で提出すればよいですか。	<p>公募案内ポータルサイト (https://www.nttdata-strategy.com/initiative/yubinkyoku-rikatsuyou/) から応募様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール又は公募案内ポータルサイトから御提出ください。</p>

■ スケジュールと責任分担

NO.	質問事項	回答内容
11	提案書の提出可能期間は、いつからいつまでですか。	<p>公募期間は 2026 年 5 月 29 日（金）～7 月 10 日（金）12:00（必着）となるため、この期間内に御提出ください。</p>

■ 経費・事務処理

NO.	質問事項	回答内容
12	<p>総務省と一次請負事業者との協議により支弁額が決定されますが、当該額を超える部分について、自己資金等を確保して事業を実施することは可能ですか。</p>	<p>支弁額を超える部分についてはコンソーシアムにて負担となりますが、自己資金等の財源を確保の上、実施することは可能です。</p>
13	<p>事務所などの賃料は計上可能ですか。</p>	<p>事務所等として既に借り受けているものや、本事業のみに使用することが明確でない費用については、対象外となります。</p>
14	<p>事業の実施に当たり、サービスの利用者から参加費等を得て実施することは可能ですか。</p>	<p>個別の事情により異なりますが、一般論として、参加費の徴収自体は必ずしも否定されるものではありません。</p> <p>例えば、本事業の対象外となりうる飲食等、参加者の自己負担とすることが明確な内容について、参加費として徴収することは可能です。一方、支援対象経費として支弁を受けている項目を含めて参加費を徴収することはできませんので、御留意ください。</p> <p>なお、参加費の徴収を予定している場合は、事前に御相談ください。</p> <p>また、オンライン診療に係る診療代や自治体事務の実施に伴う証明書発行手数料等、社会通念上、サービスの利用に際して利用者の負担とすることが想定されている費用については、利用者から徴収することは差支えありません。</p>
15	<p>代表機関との契約形態はどのようなものですか。 事業終了時における精算確認はどのように行われますか。</p>	<p>代表機関とは、委託契約（請負）を締結します。事業の終了に当たっては、成果物に基づき完了確認を行います。経費書類による精算確認は行いませんが、契約時に提出された支出計画書について、本事業に係る経費のみが計上されているか、また、経理処理マニュアルに準じた費用算出となっているかについて確認しま</p>

NO.	質問事項	回答内容
		す。
16	コンソーシアムの場合の契約形態はどのようになりますか。	<p>コンソーシアムの代表機関が、一次請負事業者と契約を締結します。</p> <p>コンソーシアムの他の構成員については、代表機関との間で再委託契約を締結することとします（費用が発生しない場合は、必要に応じて覚書を締結）。</p> <p>また、当該再委託に当たっては、一次請負事業者に対して再委託申請書を提出し、承認を得る必要があります。</p>
17	代表機関およびコンソーシアムの他の構成員（再委託先）への経費の支払いはどのように行われますか。	<p>経費は契約期間終了後に代表機関へ事後払いとなります。コンソーシアムの他の構成員（再委託先）への支払いについては、代表機関がこれを受領した後、各契約に基づき行うこととなります。</p> <p>このため、代表機関においては、実証事業の期間中に必要となる費用を一時的に負担できる資金を確保している必要があります。</p>

■その他

NO.	質問事項	回答内容
18	コンソーシアムの代表は地方公共団体である必要がありますか、また企業と連名で代表登録することは可能ですか（経費処理を円滑化のため）。	<p>代表機関は、必ずしも地方公共団体である必要はありませんが、地方公共団体が主体的に参画していることを要件とします。代表機関は単独での指定とし、連名での代表登録は認めていません。</p> <p>なお、企業が代表機関となることも可能ですが、契約及び経費処理の主体は代表機関に一本化されます。</p>

NO.	質問事項	回答内容
19	<p>コンソーシアムとして認められるための要件や、要綱等の整備は必要ですか。また、必要な場合、その制定時期は採択前となりますか（既に連携体制は構築されており、協議も実施していますが、明確な規約等は未整備です）。</p>	<p>明確な協議会規約や要綱は必須としていません。体制図、役割分担、連携内容を明記の上、御応募ください。なお、規約等については、採択後に必要に応じて整備することも可能です。</p>
20	<p>高額な備品の基準となる単価はいくら程度を想定していますか（タブレットについて、購入とリースの両方で見積もっており、実装を見据えると可能であれば購入としたいと考えています）。</p>	<p>高額備品については、「単価 10 万円以上」を目安とします。本実証事業において使用する備品については、原則としてリースによる調達としてください。</p>
21	<p>実証事業のプロジェクトリーダー及び会計担当者は同一でもよいですか。</p>	<p>同一人物でも差支えありませんが、業務分担やチェック体制の観点から、別の担当者を配置する等、公正性が確保されるようにしてください。</p>
22	<p>実施体制に外部コーディネーターの記載がありますが、必須ですか。</p>	<p>外部コーディネーターの配置は必須ではありません。事業内容や体制に応じて、必要に応じて配置することが可能です。</p>
23	<p>リース等のサービスが存在しない場合や、実証期間に適合するリースサービスがない場合は、事前相談や理由書等の提出により、購入が認められることはありますか。</p>	<p>国の予算の効率的な執行の観点から、備品の調達は原則としてリースとしています。ただし、リースによる調達が困難な場合（リースサービスが存在しない場合や、契約期間が適合しない場合等）には、事前に御相談の上、理由書を提出いただくことで、購入が認められる場合があります。その際は、市場においてリースが提供されていないことや、短期リースが困難であること等について、他の代替手段では対応できない理由を含め、十分に調査した結果（複数のリース事業者への確認結果等）を明記してください。</p>

NO.	質問事項	回答内容
24	リース元が地元企業である場合や、本事業にあわせて地元企業が備品を購入し、その企業からリースを受けることは可能ですか。	ご指摘の手法は、本実証事業において、備品の調達を原則としてリースとする趣旨を実質的に損なうものと考えられるため、認められません。
25	一時休業中（来年度再開予定）の簡易郵便局の事業は対象となりますか。	本実証事業は、人口減少等に伴い地域の持続可能性の確保が課題となる中、既存の郵便局において複数のサービス提供を行う可能性を検証するものです。このため、現に営業を行っている郵便局において複数のサービス提供を行う実証については対象となりますが、実証期間中に営業を行っていない郵便局は、原則として対象外とします。

以上